

平成31年3月5日発行 通巻253号(発行/一般社団法人 西新井法人会)

西新井法人会報

NISHIARAI HOJINKAI

2019
3
Vol.253



新元号に飛び立つ



表紙
新元号に飛び立つ

目次

巻頭コラム“鳳”
副会長 清水 洋子 …………… 2

西新井納税六団体主催
平成31年新年賀詞交歓会 …………… 3

社会貢献委員会
足立区社会福祉協議会への
未使用タオル寄贈 …………… 4

ブロック・支部・部会/研修会
第2ブロック「4支部合同研修会」
加賀・鹿浜支部「会員増強活動報告」 …… 5
谷在家・血沼支部「役員新年顔合せ会」
江北支部・扇支部「役員税務研修会」 …… 6
梅島支部「平成最後の新年会」
ぬくもりで親睦を …………… 7
女性部会「新年賀詞交歓会」 …………… 8

お知らせ
「千本桜まつり」へ出展します …………… 9
西新井税務署からのお知らせ …… 10~11
e-Tax推進協議会からのご案内 …… 12
全国法人会総連合 東京法人会連合会
平成31年 新年賀詞交歓会 …………… 13
平成31年度税制改正大綱
中小企業に対する軽減税率・
投資促進税制が2年間延長! …… 14~15
福利厚生倶楽部からのご案内 …… 16
足立都税事務所からのお知らせ …… 19
警察だより
消防署だより …………… 20
東京税理士会
訃報 …………… 21
催し物インフォメーション
決算法人説明会・新設法人説明会
表紙のこぼし/編集後記
税務無料相談室 …………… 22

巻頭コラム



小川 節子 書

感謝



副会長
清水 洋子

税務署様、ならびに本部の皆様、女性部会員の皆様方にはご理解と熱心なご指導をいただき深く感謝を申し上げます。また、本年は新元号にかわり新しいスタートとなり、ひとつのけじめの年になりそうです。私はお陰さまで多くの方々のご縁をいただきました。その「ご縁」と共に、もう40年以上税に携わることができ、夢のような日々でした。

「夢はかなう」の言葉がありますが、私には大変なごほうびをいただきました。平成14年に西新井税務署長様より表彰状を、さらに23年には国税局長様より表彰状をお受けし、29年には国税庁長官様より表彰状をお受けしました。この上ない幸せに浸りました。永い間、税に携わってこられたことの喜びをかみしめております。

女性部会としても、記念すべき40周年を迎えることができました。振り返りますれば、歴代の部会長様方より受け継がれてまいりました社会貢献活動・A-Festa 足立区民まつり・租税教育の一環としての税に関する絵はがきコンクール・講演会・西新井納税六団体イベントなどの各活動を思い起こしまして一心一徳の成果をいただきました。

私の思い

雪のように — 煌く白い心で
海のように — 洋々とした広い心
を持ち
川のように — 静かに流し流される心で
花のように — 艶めく心忘れず
山のように — 雄大な心で
ありたいと願っております。

これからも「一期一会」を大切に感謝の気持ちを忘れず、いつまでもキラキラと輝く人生でありたい。また、由緒あるお大師様の門前で、清水屋の女将として「のれん」を大事に、また、法人会副会長として、責任感を忘れず、いつも笑顔で存在する人でいられますよう心がけています。

法人会に入り、かけがえのない時間・時代を過ごすことができました。いつも支えていただきました法人会事務局様、家族と社員、他皆様と、これからもいつも笑顔を忘れずにおつきいをさせていただきたいと願っております。感謝・感謝です。

西新井納税六団体主催

平成31年 新年賀詞交歓会

日時：平成31年1月30日(水)
会場：西新井法人会館



西日本と北海道地区は暴風雪に見舞われ、東日本は寒風と乾燥が続き、インフルエンザ感染者が増員との近況の中、本年も活気漲る西新井納税六団体主催による新年賀詞交歓会が開催されました。

式次第に則り、新年らしく厳かに進行して参りました。

開会のことば

間税会 会長 隈元千代子氏

六団体代表年頭挨拶

東京税理士会西新井支部 支部長 山崎浩之氏

ご来賓挨拶

西新井税務署 署長 中村 直樹様
足立都税事務所 所長 清水 健吾様
足立区 区民部長 鈴木 伝一様
(足立区 区長 近藤 やよい様 代理)

ご来賓並びに団体長紹介

乾杯 (一社) 西新井法人会 会長 鈴島 健氏
中締め 西新井納税貯蓄組合連合会 会長 土屋 勝氏

祝賀会になりますと矢が放たれた様に、各テーブルの会話は会場一杯に広がり、楽しげで活気に満ちておりました。

個々に歩み寄り、改めて年始の挨拶を交わし合う方々、また、会場内の会話も早や過ぎ去った正月の思い出や、これからの抱負や今年の景気動向など予測する中にも「猪突猛進」だけではいかぬ警戒論も聞こえてきました。

結びに向け、会員皆様方のご事業のご発展とご健勝を、合わせて地域社会のご繁栄をご祈念申し上げまして、年頭一番の本部活動報告とさせていただきます。

(広報委員会 委員長 小川 節子)

足立区社会福祉協議会への 未使用タオル寄贈



日時：平成30年12月14日（金）
会場：足立区社会福祉協議会

左から当会の木村副会長（社会貢献担当）、足立区社会福祉協議会大高常務理事、当会の松崎社会貢献委員長

西新井法人会社会貢献委員会と致しまして、昨年12月14日に社会貢献委員会担当の木村副会長と共に社会福祉法人足立区社会福祉協議会（以下、協議会）を訪問させていただきまして、西新井法人会各支部、会員様からお預かりした未使用タオルを左記の通り寄贈して参りました。

昨年度までは、新年カレンダーも併せて寄贈させていただいておりましたが、協議会様と打ち合わせを致しまして、今年度からは未使用タオルのみの寄贈とさせていただきます。

この活動は社会貢献委員会発足以来、欠かさず続けて参りましたので、協議会常務理事の大高様から心からの感謝の言葉をいただきまして、社会の一員として少しでもお役に立てていることを実感し安堵致しました。

また大高様は、足立区の産業にも精通されている方で、法人会からの寄贈訪問ということで、最近の景気の動向や経済状況など大変興味深いお話も聞かせていただきました。

今後も未使用タオルの寄贈を中心にして、委員会において社会に貢献できる活動について協議を重ねて参りたいと思います。

今後とも会員の皆様のご協力と温かいご心支援を賜りまして活動して参りたいと思いますので何卒宜しくお願い申し上げます。

（社会貢献委員会 委員長 松崎 顕治）

No. 19

受領書

社団法人 西新井法人会 様

品名及び数量
タオル 314 枚

社会福祉事業のために、上記の物品を正に受領いたしました。

平成30年12月14日

〒120-0011
東京都足立区中央本町一丁目17番1号
電話 (3880) 5740番（代）
社会福祉法人足立区社会福祉協議会
会長 中田 貢 氏

第2ブロック

4支部合同研修会

日時：平成31年1月23日(水)
会場：四 川 菜 苑

平成31年1月23日午後6時より四川菜苑にて開催され、出席者は62名であった。開催にあたり研修会では当番支部（伊興第一）大塚総務委員長の司会で始まった。

開会の辞は当番である支部長として私より、今年は役員改選、5月1日より新元号となり、そして10月より消費税10パーセント軽減税率制度がスタート致します。とにかく色々正念場の年となりそうですが、このような状況こそポジティブに捉え楽しい会にしていきたいと思います、と挨拶させていただきました。

続いて法人会の鈴島会長よりご挨拶いただき、ご来賓として西新井税務署本多法人課税第一統括官のご挨拶。

研修会では講師として谷村法人審理上席より軽減税率制度についてのご講演。元井ブロック長代行より閉会の辞にて終了。

賀詞交歓会では西伊興川端支部長の挨拶で始まり、乾杯の音頭は元井ブロック長代行。

お楽しみ懇親会では恒例の商品券付きじゃんけん大会やカラオケ大会で和気あいあいの中、午後8時30分頃、古千谷伊興鈴木支部長の中締めですべて終了となりました。

（伊興第一支部 支部長 熊倉 勇）

加賀・鹿浜支部

会員増強活動報告

日時：平成30年12月10日(月)
会場：瀧野川信用金庫会議室



平成30年12月10日、瀧野川信用金庫会議室にて、加賀・鹿浜支部役員会を開催いたしました。冒頭、会員増強の進捗が報告され、加賀・鹿浜支部では、今期予定増強数をクリアできる数字に近いことが述べられました。

続いて、ブロックの日帰り研修会の報告がありました。今回の日帰り研修会では、加賀鹿浜支部佐久間副支部長の会社である、(株)新日本観光自動車を利用させていただいたこともあり、佐久間副支部長より今回の研修旅行についての感想とご報告をいただきました。

協力会社様の差し入れや協賛のお陰もあり、大変満足のいく旅行だったということでした。

小林支部長からは、3月10日～11日に開催される法人会一泊研修旅行のアナウンスがあり、今回の宿泊予定ホテルがとても立派なホテルだということで参加を募りました。

忘年会を兼ねた懇親会は、加賀・鹿浜支部の会員のお店である、居酒屋たまちゃんで行い、鍋料理で参加者の親睦を深めました。

（加賀・鹿浜支部 諸喜田 健）

谷在家・皿沼支部

役員新年顔合せ会

日時：平成31年1月24日(木)
会場：蜀香苑会議室

平成31年1月24日午後7時より、谷在家・皿沼支部役員会を新年顔合せ会と兼ね、谷在家地区の中華料理店「蜀香苑」にて開催しました。

参加者は、役員15名の他、メットライフ生命保険(株)の山本孝三様、大同生命保険(株)の和久純子様のお出でいただき、本部より青木副会長にもご参加いただきました。

松岡支部長の新年の挨拶の後、井上治男第4組織委員長のお氣の入った乾杯、青木副会長の挨拶と続き、浅香守弘総務委員の司会のもと、会員同士の親睦を深め、意見交換も活発に行われました。

また、今年は4月末で平成が終了し、5月より新しい元号になります。大変楽しみな年になりますので、

全員に今年の抱負を述べていただきました。

皆様、会社が堅調に推移して、体は元気で趣味を楽しみ、できれば人生も楽しみたいとおっしゃっていました。

最後に「会員増強運動をしっかり遂行して、会員同士の親睦を深め、西新井法人会が益々発展するようにご祈念申し上げます」と上田総務委員が締め、お開きになりました。皆さん、笑顔で会場を後にしました。

(谷在家・皿沼支部 広報委員 横田 修)



江北支部・扇支部

役員税務研修会

日時：平成31年1月25日(金)
会場：西新井法人会館



講演中の谷村法人審理上席官

江北支部・扇支部にて、1月25日午後5時00分より西新井法人会館にて合同税務研修会を開催いたしました。

はじめに、西新井税務署 住吉浩人副署長、本多文美子法人課税第一統括官よりご挨拶をいただきまして、研修会に入りました。

研修会は、講師を谷村潤也法人課税審理上席官にお務めいただきました。概要は以下のとおりです。

- ・消費税の軽減税率制度は平成31年10月1日から実施されます。
- ・軽減税率の対象品目は、*酒類・外食を除く飲料

品・週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

・帳簿や請求書の記載方法はどうか変わるの?⇒税率を区分して記載することなどが加わります。また、軽減税率の対象品目である旨を帳簿へ記載、請求書への記載事項になります。帳簿と請求書の記載例などと合わせてご説明いただきました。

ご参加いただいた江北支部・扇支部の役員の皆様は、平成31年10月に実施される消費税・軽減税率制度について熱心に受講されていました。まことにありがとうございました。(扇支部 広報委員 榊 榮二)

梅島支部

平成最後の新年会

日時：平成31年2月4日(月)
会場：深水会議室

2月4日午後6時30分より梅島深水にて新年会を行いました。

梅島支部は定例役員会やその他の会合でも出席率80%~90%の出席が誇りです。

本日も渡辺第7ブロック長、メットライフ生命保険(株)の山本様をはじめ総勢16名が集まりました。

始めに牛込ブロック長の会員増強の結果報告、続いて各一~三丁目から今後の対応策の発表があり、渡辺ブロック長からは役員改選等の話がありました。

そして各委員会からの報告があり、特に厚生委員からは一泊研修への参加の呼びかけ、また、社会貢献委員会からは恋活募集の願いがありました。

いよいよ新年会です。山崎財務委員の乾杯で和やかにスタート。深水自慢のふぐ鍋料理に舌鼓を打ちながら、「一泊研修の風呂がいいよ~」とか「あの会社、もっと押せば何とかかなりそう~」とか、地域内の状況話で大いに盛り上がり有意義な時間を過ごしました。

(梅島支部 櫻井 要一郎)

お知らせです

ぬくもりで親睦を

第41回一泊研修会・親睦会が平成31年3月10日(日)~11日(月)とすぐそこに迫って来ております。

「人のぬくもり」、「里のぬくもり」がある母畑温泉とキャッチフレーズに唱えておりますラジウム含有量東北一を誇り、打ち身の湯治には母畑へと言うことでリピーターの人気を得ております。

開湯は900年前の平安時代末期に遡る。

源義家が奥州征伐の際、傷ついた愛馬をこの地の温泉で癒したのが始まりとあります。

今回ご参加予定の皆様は良い機会ですので「ゆっくり」と「たっぷり」と温泉にお入りいただきたいと思っております。少々の打ち身の完治を祈念致します。

(広報委員会 委員長 小川 節子)

一字を大切にしています。

- 取材、原稿整理、校正、レイアウトから印刷・製本・発送まで。
- 出版業務では、東販・日販などを通じての全国書店販売も承っております。
- 小説、評論、自分史、会社記念史、学校記念史、各種報告書、各種カタログ、社内報、地域報など。

株式会社**のべる出版企画** ☎03-3896-6506

〒123-0864 東京都足立区鹿浜 3-4-22 のべるリージョン 2F

<http://www.novelsyuppan.com>

Email: novel-syuppan@nifty.com

原稿作成、出版、印刷、校正、レイアウトのことなら、
のべるにおまかせください。

さくら観光バス株式会社

~記憶に残る旅のお手伝い~

東京営業所

大型観光バス 8台保有

- 36席 × 1台 夜行移動に最適!!
- 40席 × 4台 少し余裕を持った座席間隔
- 45席 × 3台 サロン席ならやっぱりこれ!!

※全車充電用コンセント / Free Wi-Fi 搭載

〒121-0831

東京都足立区舎人 1-21-15

TEL: 03-5647-6139

FAX: 03-5647-6539

E-mail: info-t@sakura-kankou.jp



女性部会 新年賀詞交歓会



今年も笑顔で参りましょう

日時：平成31年1月25日(金)
会場：清水屋



挨拶する清水女性部会長



左から新人会員の遠藤様、小林様

1月25日(金)「新年賀詞交歓会」が門前「清水屋」にて開催されました。

まずは参加者全員の記念撮影。一同にこやかにハイ、ポーズ。撮影後、清水女性部会長様から年頭のご挨拶をいただき会が始まりました。最初に2名の新入会員が紹介されました。仲間が増え心強い思いでプロフィールをうかがっておりました。会の準備や進行に尽力いただいた担当役員の方々の紹介の後、関口相談役様より乾杯のご発声をいただき、第2部懇親会となりました。

お料理に舌鼓を打ちながら堀口さんの素敵なフラダンスや大石さんの「愛燦燦」の美声に酔わせていただきました。次に本部小倉副会長様(扇太郎)が作詞、

作曲された「夕焼けだんだん」を一同で歌唱し、艶のある下町情緒にひたりました。女性部会フラチームによる息の合った踊りを楽しむうちに抽選会が始まり、担当役員さんが心を込めて揃えてくださった景品を頂戴しました。次のカラオケではそれぞれの得意のノドを披露し和気あいあいのなか、全員参加で「ダンシングヒーロー」、「バハマ・ママ」を踊り大盛り上がり、楽しい余韻漂う中、最後に大塚副部会長様のご挨拶にて会はお開きとなりました。

女性のエネルギーとパワーを感じるひと時でした。皆様からいただいた力を糧に2019年を頑張っ過ぎて参りたいと思います。本年も宜しく申し上げます。
(女性部会 幹事 江井 すわ子)

お知らせです

足立区主催 「千本桜まつり」

日時：平成31年4月6日（土）～7日（日）



写真は昨年出展時の賑わいより

すっかり定着した感じの「千本桜まつり」舎人公園での2日間です。

まだまだ先の開花状況に「あなた任せ、桜任せ、お天気任せ」と何とも頼りないところではありますが、寒さを耐えた桜は春の息吹を感じるや「アッ」と言う間に蕾を膨らませます。

昨年の2回目は西新井法人会発行の金券と3町会

(舎人・入谷・古千谷)とのコラボレーションで大勢の参加者に恵まれました。特にご家族様と共にクイズにチャレンジするお子様の姿も多く楽しい2日間でした。

今年もテントを張り、出展します。お手伝いをいただく方も、そうでない方もテントの下に集いましょう。

桜の風に吹かれ「法人会会員増強」の種の芽吹きを祈って！
(広報委員会 委員長 小川 節子)

『西新井法人会報』 広告募集!

掲載料金・スペース

一 枠 (天地 50mm×左右 83mm)	¥10,000 [1回]
二 枠 (天地 50mm×左右 175mm)	¥20,000 [1回]
A4 タテ (天地 297mm×左右 210mm)	¥100,000 [1回]



※掲載は、3回6回単位になります。
※掲載に関しては、広報委員会において、広告内容を審議した上で、掲載を決定致します。
※上記は全て消費税込の金額になります。

法人会の

1日人間ドック型式 生活習慣病健診



くわしい内容等は、ご案内(封書)を
発送いたしますのでご参照下さい。

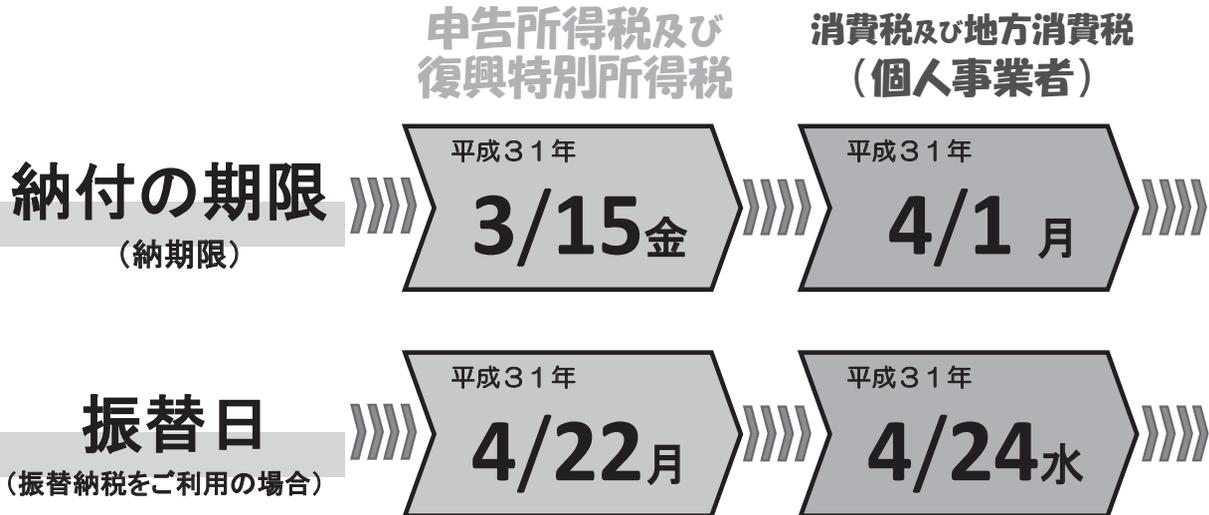


一般財団法人 全日本労働福祉協会 渉外部
東京支部 〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18
TEL (03) 5767-1714 (直通)



納付の期限等のお知らせ

平成30年分確定申告



申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の延納分の納期限及び振替日（振替納税をご利用の場合）は、平成31年（2019年）5月31日（金）です。

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付すべき税額がある場合は、上記の納期限までに金融機関又は所轄の税務署で自ら納付していただく必要があります。

申告書の提出後に、別途、税務署から納付署の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

※（納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。



振替納税を利用されている方へ

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落としますので、**事前に預貯金口座の残高をご確認ください。**

残高不足等で振替ができない場合は、**納期限の翌日から納付日まで延滞税**がかかりますのでご注意ください。

転居等により所轄の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要になります。



振替納税を利用されていない方へ

納税には、便利で安全な振替納税をお勧めします。振替納税を利用されない方は、現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。納付書をお持ちでない場合は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。

※（金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

また、自宅からインターネットを利用して電子納税することもできます。

なお、インターネットを利用して専用のWeb画面からクレジットカードにより納付することもできます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

（注）納期限までに納付がない場合は、**延滞税**がかかりますのでご注意ください。



平成 31(2019)年度国税専門官募集

国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆ 受験資格 ◆

- 1 平成元年4月2日～平成10年4月1日生まれの者
- 2 平成10年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成32年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆ 申込手続 ◆

- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
- 2 受付期間
平成31年3月29日(金) 9時 ～ 平成31年4月10日(水)[受信有効]
- 3 受験案内交付期間
平成31年2月1日(金) ～ 平成31年4月10日(水)
9時 ～ 17時(土・日曜日及び祝日を除く。)
- 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]

◆ 試験日 ◆

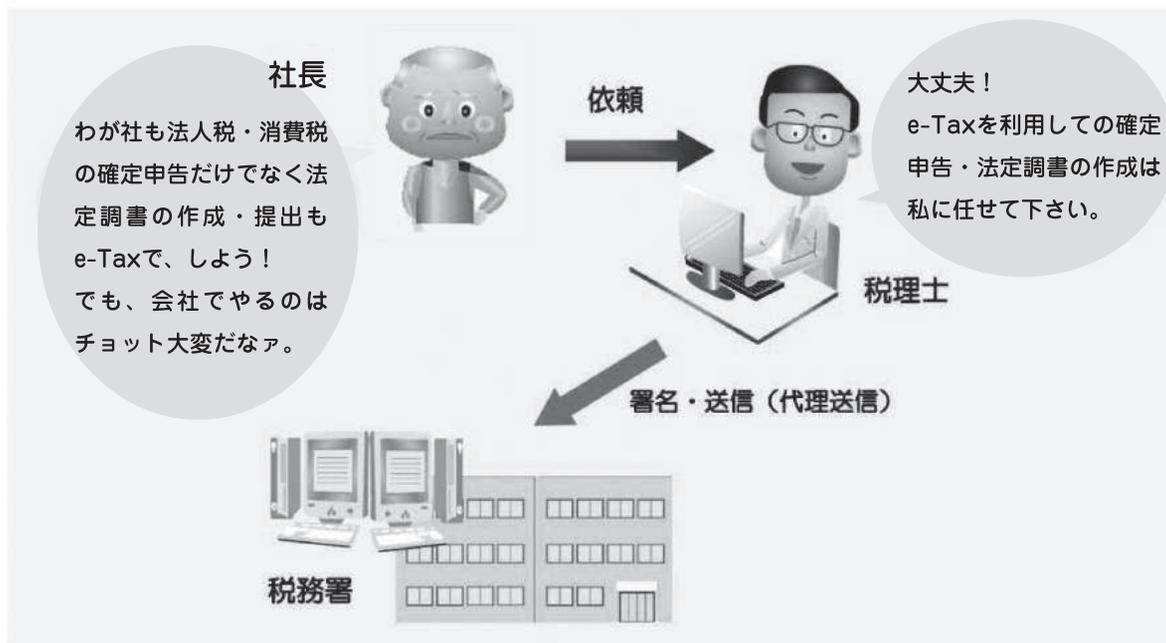
- 第1次試験 平成31年6月9日(日)
第2次試験 平成31年7月11日(木) ～ 平成31年7月19日(金)のうち指定された日時

(注)詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係(電話 03-3542-2111 内線 2163)までお尋ねください。

※平成31年5月1日以降の元号については、便宜上、「平成」と表記しています。



e-Tax は 税理士にお任せ！！



**e-Tax の利用は、
税理士の代理送信で！
税理士に「依頼」。
らくらく作成・提出。**



○詳しくは e-Tax ホームページでご確認ください。(http://www.e-tax.nta.go.jp)

区民葬・互助会葬より 低価格!

テレビでおなじみ「安心プラン」でのご葬儀!!

1日葬 198,000円からのプランをご用意しております。

日本典礼 西新井会館ご案内図

西新井会館

西新井会館へのご案内

- お車
 - 環七江北陸橋より尾久橋通り北へ約3分
 - 首都高速川口線扇大橋 足立入谷より約10分
- 電車・バス
 - 西新井会館
 - 舍人ライナー-西新井大師西駅 西口より徒歩2分
 - 東武伊勢崎線西新井駅西口より
 - 東武バス血沼循環 国際興業バス 赤羽駅東口行き
 - 東武バス 鹿浜都市農業公園行き
 - 西新井大師西駅 下車徒歩約1分

0120-210-500

年中無休 24時間対応・相談無料

弊社のホームページで詳しくご紹介しております。

日本典礼 イメージキャラクター 浅香光代 先生

株式会社 **日本典礼**

平成31年 新年賀詞交歓会



日時: 平成31年1月22日(火)
会場: 帝国ホテル



講演中の三屋裕子さん

上記賀詞交歓会、当会よりは鈴木会長、土屋、青木、清水そして鈴木との4副会長計5名が出席した。

第1部記念講演、講師は元全日本バレーボール選手で、現在は何故か日本バスケットボール協会会長の三屋裕子氏。演題は「人を活かすリーダーシップのヒント」先生はかつて、女性下着の訪問販売会社「シャルレ」の社長をなさっていたこともあり、(今回の講演ではそのことについて一言もお触れにならなかったが)アスリート兼経営者として学者や評論家の先生とは一味違った話が、と思ったが期待に違わぬものであった。

以下脈絡は無いが、印象に残った言葉の幾つかの紹介でお赦しをいただきたい。

※ 私は子供の頃から人並みはずれて背が高く、それが劣等感となり、いつも背を丸めて歩いていた。中学校で先生から「望んでも低くはなれないのだから背の高さを生かせることをやれ」と言われた。その先生が偶々バレーボール部の顧問だった。バレーボールをやったことで「背が高いことはいいことだ」と評価が180度変わった。

※ どうにもならないことに対しては、好き嫌いではなく、向き不向きで考えることも必要。

※ 身長178cm 世間では大きい、世界では小さい。

※ 逃げて何もしない、目の前の壁を先ず乗り越えることが必要。スモールウインの積み重ねが自信を生む。

※ 失敗をすれば次の課題が見つかる。成長するためには失敗が必要。せっかく失敗をしたのだから、何かつかまないと勿体無い。あの日あの時の失敗が有って今の自分が有る。

※ 敢えて失敗を見守るのもリーダーシップ。何回も何回も失敗を重ねてきたリーダーだから言えることがある。

※ ナイススパイクは独立してあるのではない。その前にナイスレシーブ、そしてナイスストがある。

※ 自分の都合で練習を休めば、ライバルにチャンスを与える。人を踏み台にして上っていくのもアスリートの業。

※ 口下手をポジティブに言うと聞き上手。開き直ってこのような講演ができるようになった。

※ 人生に必要なのはレジリエンス (resilience)。それは折れない心、弾性の有る心、しなやか対応のできる心、自己をマネジメントできる心。一流のアスリートは皆それを持っている。

「一芸に秀でた者は一芸だけで終わらない」それを地でゆくような講演であった。

講演終了後、例年のように第2部受章祝典が、そして第3部懇親会が行われ、新年賀詞交歓会のお開きとなった。

外に出るとポカポカ陽気であった。一年前の今日のこの日、東京は大雪だった。(副会長 鈴木 勝広)



ワールド観光バス(株)

平成23年、公益社団法人日本バス協会は[SAFETY BUS]〈貸切バス事業者安全性評価認定制度〉をスタートさせました。厳しい条件を満たした会社だけに[SAFETY BUS]が発行されます。

きめこまやかな社員教育で安心、安全、快適なバスの旅を提供する為に取り組んでいます。

当社にも23年12月、認定証番号 11-0207 でシンボルマークのステッカーが交付されました!

小型バスから～大型バスまで



本社 〒123-0862 東京都足立区皿沼1-13-3
電話 03(3897)2809 FAX 03(3897)2830
営業所 東京・品川・埼玉・神奈川
ホームページ <http://www.worldbus.co.jp/>

平成31年度 税制改正大綱

中小企業に対する軽減税率・投資促進税制が2年間延長!

政府は、平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、消費税率の引上げに対しては、消費税率引上げ後の需要減に配慮した内容も含まれています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■研究開発費税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除について、次のように税額控除率を見直し、一定のベンチャー企業の控除税額の上限は当期の法人税の25%から40%に引き上げられます。

<増減試験研究費割合8%超>

$9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$

<増減試験研究費割合8%以下>

$9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$

その他控除税額の上限の上乗せ、中小企業技術基盤強化税制、特別試験研究費の額に係る税額控除制度などについても、一部見直しが行われます。

■中堅・中小企業向け特例

- ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、2年間延長されます。
- ・中小企業投資促進税制について、2年間延長されます。
- ・中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、対象となる設備の見直しを行った上で、2年間延長されます。
- ・特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、認定支援機関の確認を受けることを適用要件に加えて、2年間延長します。
- ・地域経済けん引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、2年間延長します。
- ・青色申告書を提出する中小企業者で、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等を取得し事業に供した場合に、20%の特別償却が認められます。
- ・法人税関係の中小企業向けの措置法におけるみなし大企業の範囲について、見直しが行われます。

■事業税率の見直し

平成31年10月以降、事業税の税率を引き下げ、特別法人事業税を創設します。資本金

1億円以下の普通法人年800万円超の所得に対し、事業税7%・特別法人事業税は2.59%（改正前は事業税9%）に変更されますが、全体の税負担としては大きな影響はありません。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税の特例の創設

現在10年間利用できる住宅ローン減税が、平成31年10月～平成32年12月までに消費税率10%で住宅を取得した場合、11～13年目の3年間で住宅価格の2%相当の税額控除を受けられる特例が創設されます。平成31年10月以降、消費税率引上げ分を、税額控除が受けられる仕組みとなっています。

■老人ホームに入っている場合でも空き家の3000万円控除が利用可能

空き家に係る3000万円控除について、被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等へ入所していた場合などに利用できることとなります。

■転勤などで一時出国の場合にNISA口座の継続

NISA口座を開設している居住者が、転勤などで一時的に居住者に該当しないことになる場合でも、所定の手続きをすることで最大5年間NISA口座について居住者に該当するとして利用することが可能となります。

■ふるさと納税の寄付先の指定化

ふるさと納税について、募集が適正であること、返礼割合が3割以下で返礼品を地場産品にしているなどのルールを守っている自治体を総務大臣が指定して、指定を受けた自治体への寄付金のみが、ふるさと納税の対象とされます。平成31年6月以降の寄付から適用されます。

■シングルマザー等に対する個人住民税の非課税制度

児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母で、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が不明の場合に、前年の合計

所得金額が135万円以下であれば、住民税が非課税とされます。平成33年度以後の住民税から適用されます。

相続税・贈与税関係

■個人事業者に対する事業承継税制の創設

経営承継円滑化法による認定を受けた相続人が平成31年から平成40年までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合は、特定事業用資産に対応する相続税について10割の納税猶予を受けることができます。

経営承継円滑化法による認定を受けた受贈者が、平成31年から平成40年までに、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、贈与により取得した特定事業用資産に対応する贈与税について納税猶予を受けることができます。

■事業用小規模宅地を利用した租税回避の防止

小規模宅地の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。平成31年4月以後の相続から適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。これは、特定事業用宅地が8割引きの評価を受けることを利用した租税回避を防止するためです。そのため、当該宅地の上で事業に要されている減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は、規制の対象とされません。

■教育資金贈与に関する改正

教育資金について、次の改正をして2年間延長することとしました。

- ①平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用されません。
- ②受贈者が23歳に達した以降は、教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設利用料が除外されます。
- ③贈与者が、死亡の前3年以内に教育資金贈与をした場合で、受贈者が23歳未満である場合など一定の場合に該当しない場合は、相続又は遺贈により取得したものとみなし、相続税の計算に組み込まれます。また、従来は30歳で打ち切りでしたが、受贈者が学校等に在学している場合などは40歳まで教育資金管理契約が延長されます。

■結婚・子育て資金贈与に関する改正

平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用がなくなります。

本制度は2年間延長されることになりました。

■事業承継税制の改正

やむを得ない事情により資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合に、その該当した日から6月以内に解消できれば納税猶予を継続できます。

消費税関係

■輸出品販売場についての見直し

輸出品販売場の許可を受けている事業者が、7月内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする場合、前日までに届出をすることで、臨時販売場が輸出品販売場とみなされます。平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等から適用され、手続委託型輸出品販売場許可申請書に、委託先の承認通知書の写しが不要となります。

■金地金等の密輸に対する改正

密輸品と知りながら行った課税入れについて、仕入れ税額控除制度の適用が認められなくなります。平成31年4月1日以後の課税仕入れから適用されます。

金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を、仕入れ税額控除の要件とします。平成31年10月1日以降の課税仕入れから適用されます。

その他

■消費税率引上げに合わせた自動車に関する税率の整備

- ・平成31年10月から平成32年9月まで取得した自家用乗用車の環境性能割は、税率が1%軽減されます。
- ・自家用自動車に係る種別割は、平成31年10月以後に新車新規登録を受けたものについて、引き下げられます。

■民法における成年年齢引き下げへの影響

民法改正において、税法上の未成年を20歳未満から18歳未満に引き下げます。民法に合わせて平成34年4月1日以後の判定で利用されます。相続税の未成年控除、未成年のNISA口座、住民税の非課税などの取扱いに影響します。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

福利厚生サービス特別価格のご案内

福利厚生代行サービス業界1位の『㈱リロクラブ』が運営する福利厚生代行サービス『福利厚生倶楽部』（全国約10,000企業・団体様が採用）と提携し、すでに多数の会員企業様からご採用、お問合せをいただいております。本サービスは会員特典で、従業員様に充実した福利厚生をご利用いただけます。採用面での差別化、離職率の低下、従業員様満足度の向上など、さまざまな課題解決にお役立ていただければ幸いです。

制度支援

育児・介護・メンタルヘルス・スキルアップ

会社として必要な生活支援サービスを幅広く提供！



スポーツ&フィットネス

全国の有名スポーツクラブと提携！



余暇・生活支援

リゾート&トラベル

全国25,000以上の宿泊施設が会員特別料金で！



アミューズメント&グルメ

全国4,000のレジャー施設、30,000以上の飲食店が会員特別料金で！



慶弔見舞給付金付き特別プラン

＜通常料金＞ (税別)

社員数	入会金	月会費
100名未満	30,000円	1,000円
100～999名	50,000円	900円
1,000名以上	100,000円	800円



＜法人会会員企業さま限定価格＞ (税別)

社員数	入会金	月会費
100名未満	15,000円	950円
100～999名	25,000円	850円
1,000名以上	50,000円	750円

「法人会」専用資料請求フォーム 資料のご請求お待ちしております。お気軽にどうぞ。

FAX: 03-3225-9721

ご検討内容	<input type="checkbox"/> 入会を検討中	<input type="checkbox"/> 内容を知りたい(連絡が欲しい)	<input type="checkbox"/> 資料が欲しい
所属法人会	フリガナ	フリガナ	
		ご法人名 (登記がある場合)	
ご担当者名	フリガナ	部署名・役職名	従業員数 名
住所	〒 _____ フリガナ 都道府県		
電話番号	()	E-Mail	@

【注意事項】

- ・ご加入にあたっては㈱リロクラブとの契約が必要になります。
- 1. 個人情報の取り扱いについて ご記入いただきますお客様の個人情報は福利厚生アウトソーシングサービスをはじめとする各種サービスのご提供、当サービスのご案内、関連資料の配布を目的に収集・利用させていただきます。また、お客様の個人情報をリロ・グループ各社における付随サービスのご提供、当サービスのご案内、関連資料の配布の為、業務上必要な範囲内で提供及び預託する場合があります。ご記入頂きました個人情報を基に、よりよいサービスをご提供するため、個人を特定できない形式の統計データを作成する場合があります。
- 2. 個人情報の開示・訂正・削除・停止等について お客様本人より、お客様の個人情報の開示・訂正・削除・停止等のお申し出が合った場合、ご依頼された業務を遂行する上で支障をきたさない範囲で速やかに対応致します。
- 3. 個人情報に関する窓口 株式会社リロクラブ個人情報保護管理者 個人情報保護管理担当 執行役員 E-mail: privacyRC@relo.jp

【個人情報について】

法人会会員のみなさまに

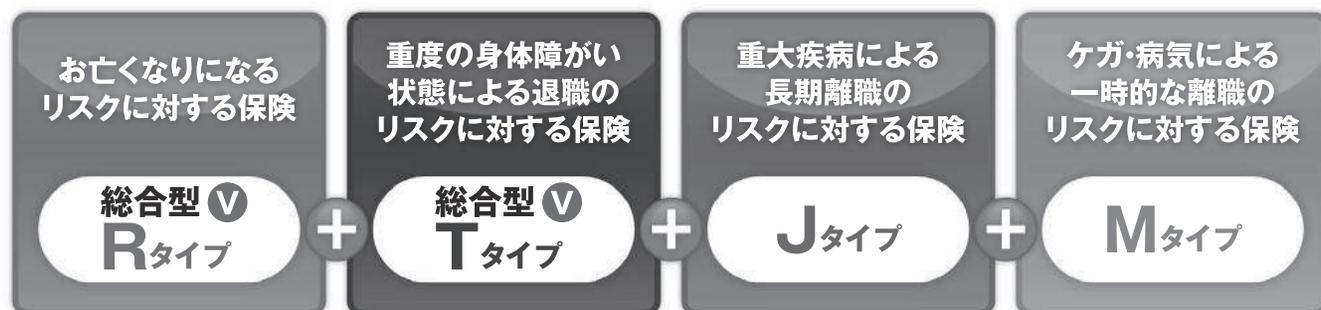
経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険、

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)
もしくは無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)と
AIG損保のベーシック傷害保険、

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は平成30年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

上野支社/
東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)
TEL 03-3831-7050

AIG AIG損害保険株式会社

東京第一プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6864-7041

F-30-1031(平成30年8月15日)
B-152257 2017-11

消費税期限内納付 推進運動実施中!

消費税の期限内
納付を忘れずに。



- ◆ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※2)に応じて中間申告・納付が必要となります。

◆ 消費税には申告・納付期限^(※3)があります。

◆ 申告・納付にはe-Taxが利用できます。

◆ 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※2)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)



※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※3 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

各種宴会・出張パーティ・お弁当承ります。



TEL 3870-4446 FAX 3870-4456
千住店

WAKABA わかばケアセンター
居宅介護支援・訪問介護・デイサービス

地域密着の介護ネットワーク

足立区内に8拠点の安心サポート体制

- 事業所一覧
- デイサービスわかば
- わかばケアセンター五反野
- わかばケアセンター大谷田
- わかばケアセンター平野
- わかばケアセンター扇
- わかばケアセンター竹の塚
- わかばケアセンター綾瀬
- わかばケアセンター西新井・研修室
- わかばケアセンター伊興

介護に関するお悩みなど、お気軽にご相談ください。
 www.wakaba-care.co.jp TEL 03-5686-2282

“足立区唯一の葬儀設備”が整っている

足立鹿濱會館葬儀社

足立区の葬儀屋唯一の葬儀設備・式場を持つ葬儀社です。
 葬儀、密葬、家族葬、社葬、自由葬、音楽葬、神式葬、キリスト教などのお葬式。
 谷塚斎場、町屋斎場など火葬場や集会場、自宅、家でのお葬式。
 あせらず、慌てず。まずはご相談ください。ご葬儀のプロが24時間対応致します。
 ご安心ください。信頼できるご葬儀の全てを安心の価格でお手伝い致します。
 また、「葬儀ローン」も取り扱っていますので、ご相談ください。

24時間いざというときの為に

0120-084-622

お気軽にお電話ください。

内閣府認定 NPO法人全国葬送支援協議会 東京本部指定葬儀社

足立鹿濱會館葬儀社

足立区鹿浜6-37-1 (鳩ヶ谷街道沿い・血沼交番前)

- 家族・親族様の宿泊施設完備 ● 宗教宗派を問わず、どなたでもご利用できます
- 霊安室完備 (ご自宅に安置できない方、病院から直接安置できます)

ホームページ <http://www.adachi-sk.co.jp>

—都税についてのお知らせ—

自動車の移転・廃車手続きはお済みですか？



自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

- ◆ 自動車を譲渡したとき：平成31年3月29日（金）までに「移転登録」をお済ませください。
★ 移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。
- ◆ 廃車等で自動車を使わなくなったとき：速やかに「抹消登録」をお済ませください。
★ 抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続きに関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000007.html

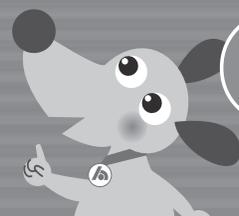
【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土・日・休日・年末年始を除く）

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax



電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

格安レンタカー! 配車も可能! マンスリー、短期リースプランもご用意!

足立レンタカー



楽しみ方いろいろ

各種プラン有

取扱い車種多数!

シーズン中は
早めのご予約を!

Tel. 03-5856-9204

長期リースの場合もお気軽にご相談ください!

足立レンタカー (東京ユーボス)

〒121-0836 東京都足立区入谷 5-15-13

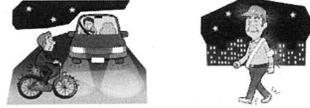
HP. <http://www.tokyo-upohs.jp/> (東京ユーボス)



夕暮れ時と夜間の交通事故防止！

◎ 早めの前照灯の点灯（トワイライト・オン運動）

夜間、道路を通行するときは、前照灯、車幅灯、尾灯などをつけなければなりません。薄暮時に交通事故が多く発生していますので、早めにライトを点灯し、車の存在を歩行者・自転車に知らせるようにしましょう。



◎ 反射材用品の着用

夜間は、歩行者から車のライトが見えても、運転席から歩行者がよく見えないことがあります。夜間に歩くときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用したり、靴、衣服、カバン、つえなどに反射材を付けるようにしましょう。



全席シートベルト着用していますか！？

運転席だけではなく、自動車に乗ったら全ての座席でシートベルトを着用しなければなりません。シートベルトは、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減するとともに正しい運転姿勢を保ち、疲労を軽減する効果もあります。

シートベルトは命を守る「命綱」です！



★ 西新井警察署03-3852-0110 交通課：内線4112

地震に備えよう！

◆家具転対策（かぐてんたいさく）をしよう！

「家具転対策」とは、「家具類の転倒・落下・移動防止対策」の略称です。地震から大切な「命」を守るために、家具転対策を積極的に実施しましょう。（

◆どうやって家具転対策をしたらいいの？！

L型金具などを使用し、家具と壁をネジ留めする方法が、最も効果の高い方法ですが、壁に穴を開けられない場合には、ネジ留めが不要な対策器具（つっぱり棒や家具ストッパー等）を組み合わせて固定する方法もあります。（

**地震だ！
まず身の安全**

していますか？

家具類の転倒・落下・移動防止対策

対策の方法は、東京消防庁ホームページに掲載されている「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を参考にしてください。

東京消防



東京消防庁

西新井消防署 03-3853-0119



配偶者控除と配偶者特別控除が変わりました！

東京税理士会 西新井支部
税理士 ● 桑原 俊彦

平成29年までは、納税者本人の収入に関係なく、配偶者の所得が一定額以下であれば配偶者控除を受けることができましたが、税制改正により、平成30年以後は納税者本人の合計所得により、下記のとおり変更されました。また今回の改正により配偶者特別控除の範囲が変わりました。

①配偶者控除は本人の所得が900万円を超えると増税になります。

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する納税者の配偶者控除の額は、納税者本人合計所得金額が900万円を超えると徐々に控除額が減額され、1,000

万円を超えると控除額は0円となります。(下記の表のとおり)

②配偶者特別控除は対象者の範囲が広がりました。

対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額は配偶者の合計所得金額及び納税者本人の合計所得金額が増えるにしたがって徐々に減額されます。

なお、改正前の制度同様、合計所得金額が1,000万円超の納税者本人については、配偶者特別控除は適用できません。(下記の表のとおり)

配偶者控除額及び配偶者特別控除額の早見表

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの 場合の配偶者の給与等の収入 金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超950万円 以下(1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超1,000万 円以下(1,170万円 超1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超1,500,000円以下
	85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超1,550,000円以下
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超1,600,000円以下
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超1,667,999円以下
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超1,751,999円以下
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超1,831,999円以下
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超1,903,999円以下
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超1,971,999円以下
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

〈訃報〉

一般社団法人西新井法人会
相談役・元副会長
石井 嶺譽氏 ご逝去 享年 84 歳



石井嶺譽氏は、去る平成30年12月27日にご逝去されました。
石井嶺譽氏は、昭和54年から55年まで常任理事（宗教部会長）、

56年から63年まで常任理事（第5組織委員長）、平成元年から6年まで副会長（広報委員会、青年部会、婦人部会〔現・女性部会〕担当）を務められ、平成7年に勇退されるまでの約20年間、当会の組織基盤の充実化にご尽力され、昭和59年には西新井税務署長表彰状を、平成15年には東京国税局長表彰を受賞されました。また平成5年には主催法人が西新井優良申告法人として表敬を受けました。

改めて、氏の生前の法人会へのご功績並びに各界へのご功績に対しまして感謝申し上げますとともに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

催しものインフォメーション

3月		
日付	内容	場所
6日(水)	女性部会幹事会	法人会館
8日(金)	源泉部会役員会	法人会館
10日(日)~11日(月)	第41回一泊研修会・親睦会	福島県
14日(木)	サービス事業委員会	法人会館
18日(月)	広報委員会	法人会館
22日(金)	第175回定例理事会	法人会館

4月		
日付	内容	場所
4日(木)	研修・厚生合同委員会	法人会館
6日(土)~7日(日)	「千本桜まつり」参加	舎人公園
12日(金)	源泉部会「第44回定時総会」	法人会館
15日(月)	総務委員会	法人会館
16日(火)	財務委員会	法人会館
18日(木)	臨時理事会	法人会館
22日(月)	女性部会第40回通常総会	法人会館
24日(水)	青年部会第40回通常総会	法人会館

御存知ですか? こんな有意義な説明会が、行なわれています。

決算法人説明会

法人税、消費税の決算時のチェックポイントを
東京税理士会西新井支部の税理士が説明します。

★受講料、テキスト代は無料です。★

月日	時間	場所
4月16日(火)	14:00~16:00	法人会館
6月18日(火)	14:00~16:00	法人会館

新設法人説明会

法人設立時の税務手続、源泉徴収のしかた、
及び消費税等について、西新井税務署の担当者が説明します。

★受講料、テキスト代は無料です。★

月日	時間	場所
3月13日(水)	14:00~16:00	法人会館
5月14日(火)	14:00~16:00	法人会館

※上記日程については、急遽変更になる場合もありますので、ご了承ください。

表紙のことば Vol.253

新元号に飛び立つ

本誌は平成最後の「西新井法人会報」となります。

昔より「別れの3月」「出会いの4月」は、さような
らに一抹の淋しさと、ときめきの新たな予感と感情面
でも生活面でも忙しく感じる日が多くあります。

さらに5月からは新時代のスタートです。一市民と
して、大きく期待に胸膨らませております。

大きな空を飛行する雄姿に安全を願い、またなぜか、
昇り始めた朝日に今日の1日に感謝の思いが湧き上
がるような新鮮な心もちであります。

こんな機会に災害も犯罪も人の心の歪みもリメイク
出来たら、どんなに素晴らしいことでしょう(ドラえ
もんだったら叶えてくれるかなー?)。

(広報委員会 委員長 小川 節子)

編集後記

大きな節目

1月は1年の始まり、3月4月は別れと出会いの時な
どと言いますが、今年の5月には平成から次の元号へ
と変わる大きな節目を迎えます。毎月1日には何かし
らの目標を見つめますが大抵は長続きしません。新し
く始めることが一歩前進という感覚がありますが、偉
大な著名人達の言葉の中には「得たいものがあるなら
ば、今ある何かを手放せ」とあります。手放すことで
時間が生まれる。なるほど逆の発想ですね。たまにす
る断捨離も言わばそうですね。シンプルに暮らすこと
で心に余裕が生まれる気がします。これからの時期、
今いちど、自分を見つめ直す良い機会にしたいもの
です。

(古千谷・伊興支部 広報委員 小平 あけみ)

法人会員の税務無料相談室

法人会では、東京税理士会西新井支部において、会員のあらゆる税の
相談、記帳指導の相談室を開設いたしております。お気軽にご利用ください。

毎週一回、予約制により、待ち時間のないよう実施しています。
あらかじめ電話で予約してください。

栗原3丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション103号
東京税理士会西新井支部(西新井税務署隣り)

TEL(3889)4608~9

第253号 平成31年3月5日
発行 一般社団法人 西新井法人会

足立区栗原三丁目10-16
TEL(3852)2511

http://www.tohoren.or.jp/nishiarai/

編集 広報委員会

印刷所 株式会社のべる出版企画
足立区鹿浜三丁目4-22
TEL(3896)6506



毎日オールナイト営業・年中無休

トーキョージャンボゴルフセンター

<http://www.tokyo-jumbo.co.jp/>



足立区入谷9-26-1
03-3853-0562

Victoria Golf

×

GOLF Partner

10:00~22:00 (土日祝は9:00~)
※日曜日は20:00閉店
(連休の際は最終日のみ20:00閉店)



練習場の2階には、
グリルダイニング クレセント

(大小パーティーなど、ご相談ください)

- ・ランチタイム 11:30~15:00 (ラストオーダー14:30)
 - ・ディナータイム 17:00~21:00 (ラストオーダー20:30)
- ※15:00~17:00の時間帯は、カフェのみの営業となります
※土日祝日は1日通し営業となります(11:30~21:00)

03-3896-3839 (レストラン直通)



SINCE
1970

不動産の
プロフェッショナルとして
最適な
ライフステージを
ご提供



No.15ビル



No.10ビル



No.11ビル



No.12ビル



No.13ビル



まさひろ商事不動産本社ビル

賃貸

売買

事業用

管理

不動産コンサルティング

創業1970年、足立区の不動産に特化し、地域に密着した不動産会社ならではの対応、情報の提供に努めております。足立区の不動産情報なら、まさひろ商事不動産におまかせください。

賃貸・売買仲介・管理だけでなく総合的な不動産コンサルティングを行い、インターネットを最大限に利用しています。



masahiro

東京都知事(8)第51188号

地域密着経営。足立区の不動産のことなら

まさひろ商事不動産(株)

まさひろ商事

検索

谷在家駅より徒歩5分

足立区谷在家1-8-12 まさひろ商事ビル1F



03-3890-8314